令和7年度和歌山市住宅耐震改修事業補助金(耐震改修)
補助申請のご案内

非木造住宅編

１．受付期間　**令和７年４月１８日(金)～１２月１２日(金)**（土日祝は除く）

２．補助金額　**最大１３１万６千円（次の①＋②）**

①「耐震改修工事費」の**５分の２（上限５７万５千円**、千円未満切捨て）(注１)

②「耐震補強設計費※＋耐震改修工事費」－ ①（**上限７４万１千円**、千円未満切捨て）(注２)
※助対象事業に耐震補強設計を含む場合

（注1）平成29年度以前に設計に対して補助金の交付を受けている場合は、「耐震改修工事費」の11.5％（上限48万9千3百円、千円未満切捨て）となります。また長屋及び共同住宅の場合は別途床面積による補助限度額（3万9千9百円／㎡）があります。
（注2）平成29年度以前に設計に対して補助金の交付を受けている場合は、「耐震改修工事費」の3分の2（上限67万3百円、千円未満切捨て）となります。

３．予定戸数　**１戸程度（先着順。予算の状況により増減する場合があります。）**

４．補助対象事業　次の①又は②が対象事業となります。

① **耐震補強設計＋耐震改修工事**
② **耐震改修工事**

５．申請の条件　次のすべてを満たす必要があります。

① **昭和56年5月以前に建築(着工)された非木造住宅**(戸建て、長屋又は共同住宅)※で、**延べ面積が400㎡以下**であること。（※住居部分の面積が延べ床面積の１／２を超えているもの）
② 耐震診断の結果、**Is値(構造耐震指標)が0．6未満又はq値(保有水平耐力に係る指標)が1．0未満と判定された住宅**であること。
③ 申請者が対象の住宅を所有、居住又は居住する予定であること。（所有の場合は、対象住宅に居住又は居住予定者がいる場合に限る。ただし、「マイホーム借上げ制度（JTI）」に申込みを行っている場合は別とする。）
④ 申請者が**個人であり、市税(市民税・固定資産税等)を完納している**こと。
⑤ 耐震補強設計※と耐震改修工事が**未契約・未着手**の住宅であること。
（※補助対象事業に耐震補強設計を含める場合）
⑥ 申請者又は敷地内の建物が、**過去に同事業による補助金の交付を受けていない**こと。
⑦ その他（該当する方）住宅の所有者が「申請者及びその同居親族」以外である場合、改修工事について所有者の同意を得ていること。（貸家、長屋及び共同住宅は、全住戸の居住者の同意）
⑧ 昭和56年6月以降に増築工事を行っている住宅は対象にならない場合があります。

６．補助の条件　次のすべてを満たす必要があります。

① Ｉｓ値を**0．6以上**かつq値を**1．0以上**にする耐震改修工事を実施すること。
② 耐震補強設計について、**(一社)和歌山県建築士事務所協会等の判定を受け適合させる**こと。
③ 耐震補強設計※と耐震改修工事について、申請者が市の**交付決定通知後に契約・着手**し、**事業終了後30日以内かつ令和8年2月13日まで**に工事完了の報告をすること。（※補助対象事業に耐震補強設計を含める場合）

７．提出書類　　次の書類を**和歌山市耐震・空家対策課窓口まで提出**して下さい。

① 補助金等交付申請書（耐震改修）　…様式があります。
② 耐震改修事業計画及び収支予算書（耐震改修・建替）　…様式があります。
③ **耐震診断結果に関する書類**（市の補助金を受けて耐震診断を受けている場合は、診断結果（耐震構造指標）の記載のあるページの写しのみで可）
④ 市税の完納証明書（市税が非課税の場合は非課税証明書）（市役所２階　税証明交付窓口等にて発行）
⑤ 設計費の見積書(※補助対象事業に耐震補強設計を含める場合)
　注）見積もりは「設計費一式」とせず、内訳を記載してください。（現地調査費、図面作成費、耐震診断（補強計算等）報告書作成費、諸経費 等）
⑥ 工事費の見積書
⑦ 付近見取図
⑧ 口座振替申出書及び振込先口座の確認ができるもの（預金通帳のコピー等）
⑨ その他必要書類（該当する方）
　＊「５．申請の条件③又は⑦」に該当する場合は、関係者からの同意書
　＊ 改修後に居住する予定（現住所が改修予定の住宅と異なる）の場合は、改修後の居住予定を記入

８．その他

① 耐震改修は、建築士が責任を持って設計・監理をし、計画どおり適切に工事が完了したことを確認していただく必要があります。
② 基準を満たす改修を行った場合の税制優遇措置（「所得税の控除」及び「固定資産税の減額」）の詳細について、所得税については税務署、固定資産税については和歌山市資産税課までお問合せください。
③ **代理受領制度**がご利用いただけます。代理受領制度とは、補助申請者からの委託を受けた耐震事業者が補助申請者にかわって補助金の請求及び受領を行うことができる制度です。詳しくは、耐震・空家対策課までお問い合わせください。

※この補助制度を利用した耐震改修と同時に行うリフォーム工事についても別途補助制度があります。

連絡先　〒640-8511　和歌山市七番丁２３番地
和歌山市　耐震・空家対策課　住宅耐震班（本庁舎８階）
TEL 073-435-1091　FAX 073-435-1277